

<参考> 東京都選定歴史的建造物について

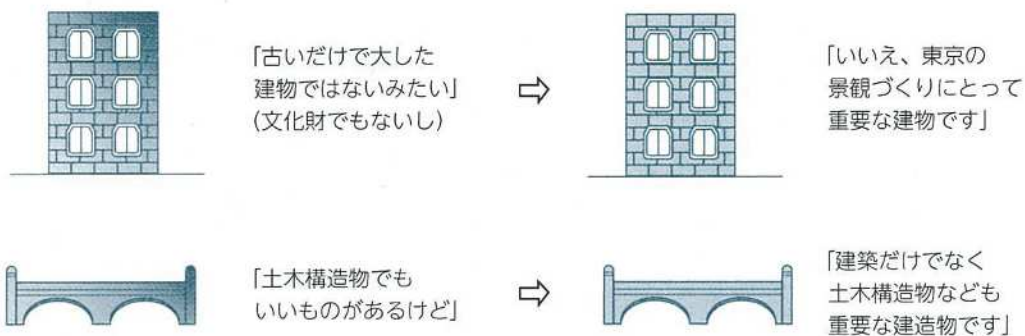
東京都選定歴史的建造物

歴史的な価値を有する建造物のうち、景観上重要なものとして、東京都景観条例に基づき、知事が選定したものです。ただし、文化財は除かれます。

* 東京都景観条例

東京の自然を生かし、歴史と文化を継承し、地域の個性と多様な魅力を発展させるために、景観づくりに関する必要な事項を定めて、景観づくりを総合的・計画的に進めることを目的とし、平成9年（1997年）12月に制定されました。

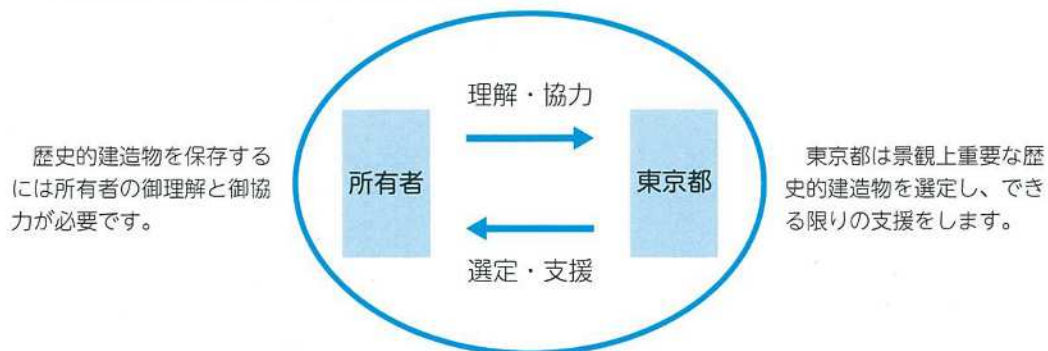
（平成18年（2006年）10月全部改正）



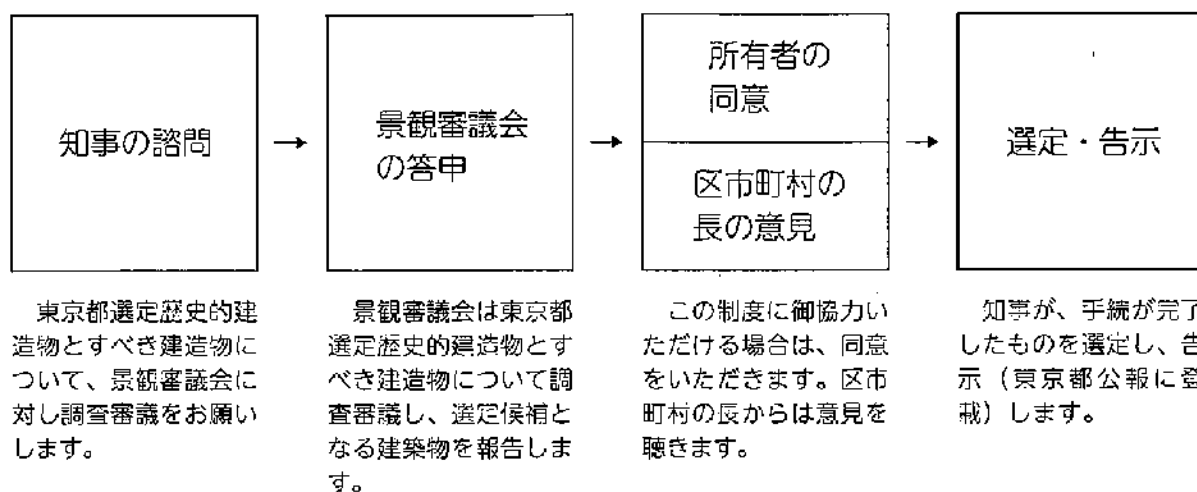
基本的な考え方

所有者の御事情を考慮し、緩やかに保存し、景観づくりの中で活用していくという考え方です。規制という考え方ではなく、所有者と東京都との信頼関係に基づくものです。

※ 「東京都選定歴史的建造物」の仕組み



「東京都選定歴史的建造物」に選定されるまで



選定基準

- 1 歴史的な価値を有する建造物で、原則として建設後50年を経過しているものです。
- 2 東京都の景観づくりにおいて重要なものです。
 - ① 地域の歴史的景観を特徴づけていること
 - ② 地域のランドマークとしての役割を果たしていること
 - ③ 都民となじみが深く、地域のイメージの核となっていること
- 3 できるだけ建設当時の状態で保存されているものです。
- 4 外観が容易に確認できる（外から見える）ものです。

※ 「東京の景観づくりにおいて重要なもの」

基準	地域の歴史的景観を特徴づけていること	地域のランドマークとしての役割を果たしていること	都民となじみが深く地域のイメージの核となっていること
例	○ 東京の風格ある景観を構成している ○ 立地する場所と関連が深く一体的な景観を構成している ○ 建設された時代・類型に特色があり特徴ある景観を構成している	○ 大通り・角地・広大な敷地に存在している ○ 周囲に比して規模が大きい ○ 特徴的なデザインが際だっている （以上の条件を複数満たしている）	○ 日常生活の中で広く都民に利用されている ○ 絵画・写真・映画・文学等でその存在が引用されている ○ その他、人々に親しまれ、都民の関心が高い